

○議 事 日 程（第 1 号）

平成29年 5 月 1 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 委員会報告
- 日程第 4 承認第 4 号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 5 承認第 5 号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決
処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 6 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の
承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 7 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について
- 日程第 8 承認第 8 号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第51号 関ヶ原町農業委員会委員の任命に際して、認定農業者等が委員の過半
数を占めることを要しない旨の議会の同意を求めることについて
- 日程第10 議案第52号 財産の無償譲渡について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第10まで

（追加日程）

- 追加日程第 1 議長の辞職について
- 追加日程第 2 議長の選挙について
- 追加日程第 3 副議長の選挙について
- 追加日程第 4 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 6 特別委員会の廃止について
- 追加日程第 7 特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第 8 特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 9 不破消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第10 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○出席議員（9名）

1 番 谷 口 輝 男 君
3 番 子 安 健 司 君
5 番 田 中 由紀子 君
7 番 澤 居 久 文 君
9 番 川 瀬 方 彦 君

2 番 室 義 光 君
4 番 松 井 正 樹 君
6 番 中 川 武 子 君
8 番 楠 達 男 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	柴 田 安 寛 君
監 理 官 兼 企 画 政 策 課 長	吉 田 和 司 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	藤 田 栄 博 君
総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君	産 業 建 設 課 長	西 村 克 郎 君
診療所事務局長	小 林 好 一 君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	吉 森 明 博	書 記	中 尾 浩 一
書 記	岡 村 加奈子		

開会・開議の宣告

○議長（澤居久文君） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤居久文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番 子安健司君、4番 松井正樹君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（澤居久文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 委員会報告

○議長（澤居久文君） 日程第3、委員会報告を行います。

病院改革特別委員会の報告を求めます。

病院改革特別委員会委員長 楠達男君。

○病院改革特別委員会委員長（楠 達男君） 失礼します。

それでは、病院改革特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

去る平成29年4月10日、第7回病院改革特別委員会を役場大会議室において、田中委員、中川委員、松井委員、子安委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、楠の委員全員の出席により、午前10時55分より開催をいたしました。

職務のための出席者は澤居議長、吉森議会事務局長、岡村書記で、傍聴者は室義光議員でございました。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

本委員会での協議事項としては、病院改革特別委員会の廃止について議論いたしました。

国保関ヶ原病院は、本年4月1日より国保関ヶ原診療所に移行されたことに伴い、当時本委

員会の設置された目的である関ヶ原病院の経営改革、経営改善という意味では特別委員会の設置目的は終了したことにより、本委員会にお諮りをしたところであります。

病院改革特別委員会の廃止については、全会一致により決定し、午前11時閉会をいたしました。

以上、簡単ではございますが、病院改革特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（澤居久文君） ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、病院改革特別委員会の報告を終わります。

日程第4 承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第4、承認第4号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、承認第4号 平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

内部組織の改編に伴い、企画政策課を新たに本庁舎2階に設置するに当たり、カウンター及びロッカー等の備品が必要となりましたので、庁用備品購入費107万円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億7,115万5,000円とする平成28年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 今、町長さんの説明の中で詳細説明を省略するということですが、107万円と、大ざっぱでいいんですが、大きなものは何があるんですか。どういう備品というか、カウンターだけで107万円ということはないわね。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、備品の内訳について御説明をさせていただきます。

大まかにいきますと、カウンター関係が52万2,000円、書庫・ロッカー関係が15万1,000円、あとパーティション関係が21万1,000円、並びにそれぞれの設置等の費用が10万6,000円という

ことで、この数字につきましては消費税別でございます。トータル99万プラス消費税ということで、107万円の補正をさせていただいたところでございます。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第5、承認第5号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第5号について御説明申し上げます。

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでありますが、本改正が平成29年4月1日から適用されるものでございますので、専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

承認第5号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

本改正の概要をまず御説明させていただきます。

提案説明にもありましたが、児童福祉法等の一部改正に伴います所要の改正と、育児休業法第3条第1項ただし書きの人事院規則で定める特別な事情といたしまして、これまでは運用により、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないということを認めていたものを、このたび明文化するものでございます。

お手元の議案資料1ページをよろしくお願いいたします。

第2条の2におきましては、児童福祉法の改正によります条項のずれと文言の改正でございます。

第3条第6号及び議案資料2ページにまたがります第4条並びに第11条の7号につきましては、先ほど御説明をさせていただきました、これまで運用にて認めていたものを明文化させていただきます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第6、承認第6号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第6号について御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、給与の減給対象に介護時間を追加する所要の改正であり、平成29年3月31日付にて専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第7、承認第7号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第7号について御説明申し上げます。

地方税法の改正に伴い所要の改正を行うものであり、平成29年3月31日付にて専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 藤田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（藤田栄博君） それでは、関ヶ原町税条例の一部改正について御説明させていただきます。

資料の4ページをお願いします。

ここに概要を載せてございます。これは地方税法の改正により税条例を改正するものでありまして、字句の変更や条項ずれ、規定の整備などについては省略させていただいて、主なものだけを御説明させていただきます。

条文の前に丸で番号を打ってございますが、まず6番目の第40条の3ですが、これは保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置でありまして、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準割合を2分の1とするものでございます。

次に、9番目の第55条の2、被災住宅用地の申告ですが、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等により滅失、損壊した被災住宅用地について、賦課期日に住宅が再建されていない場合であっても、住宅用地特例が適用される期間が4年度分に拡充されたということです。

続きまして15番目の附則第15条ですが、これは軽自動車税の税率の特例ということで、現在までやっておりますが、さらに軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年間延長したというものでございます。

次に、18番目の附則第16条の2ですが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ということで、適用期間を3年間延長、平成29年度から平成32年度に延長されたというものでございます。

以上、簡単でございますが、税条例の改正の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 承認第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第8、承認第8号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第8号について御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明いたさせます。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

承認第8号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正によりまして、補償基礎額の改正を行うものでございます。

損害補償の支給額は、基準政令で定めております補償基礎額を基礎としておりますが、主と

して非常勤消防団員の扶養を受けていた者がある場合は、常勤職員の扶養手当に準じて、この補償基礎額に一定の金額を加算することとされております。

この常勤職員の扶養手当につきましては、給料法の改正により扶養手当支給額が改正されたことに伴い、この補償基礎額に加算額についても改正をするものでございます。

お手元の議案資料31ページをお願いいたします。

第5条第2項につきましては、文言の改正となっております。

第3項につきましては、文言の改正と加算額の改正でございます。

32ページをお願いいたします。

まず、号の追加について御説明をさせていただきます。

改正前の2号である22歳に達する日以後の最初の31日までの間にある子及び孫について、改正後では子と孫に区分し、新たな3号となり、改正前の3号から5号につきましては、1号ずれの改正となるものでございます。

次に、加算額についてでございます。

第1号に該当する扶養親族については、「433円」から「333円」に改正し、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円ですが、第1号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については333円という形になります。第3号から第6号につきましては、改正前と同額の217円ですが、第1号及び第2号に該当する扶養親族がない場合につきましては、そのうちについては300円となっております。

第4号については、文言の改正となっております。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより承認第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第51号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第9、議案第51号 関ヶ原町農業委員会委員の任命に際して、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない旨の議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第51号について御説明を申し上げます。

農業委員会の委員の任命につき、委員の少なくとも過半数を認定農業者等及び準ずる者としたたく、農業委員会等に関する法律第8条第5号ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明いたさせます。

○議長（澤居久文君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 失礼いたします。

それでは、議案第51号 関ヶ原町農業委員会委員の任命に際して、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない旨の議会の同意を求めることについて御説明を申し上げます。

平成28年4月1日の改正農業委員会法施行後の農業委員の任命におきましては、委員の過半数を認定農業者等が占めなければならないこととされておりますが、当町のように認定農業者が少ない場合におきましては、認定農業者が過半数を占めることが難しいため、委員の少なくとも過半数を認定農業者等及び準ずる者としていたいの、議会の同意をお願いするものでございます。

農業委員の募集につきましては、3月13日から4月10日まで行いまして、委員定数11人に対しまして、認定農業者等4人を含む11人の推薦がございました。11人に対しまして認定農業者等が4人でございますので、過半を割っている状況でございます。

今回は、認定農業者等に準ずる者、新規青年就農者、認定農業者ではございませんが法人化が見込まれる営農組織の方がお二人見えますので、4人と合わせまして6人となります。認定農業者等及び準ずる者が過半数を超えるものでございます。

今後につきましては、本日同意をいただけたら、選考委員会を開催いたしまして、6月の定例会において委員の同意をお願いする事案を上程させていただく予定でございます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第10 議案第52号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第10、議案第52号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第52号について御説明申し上げます。

本年度から関ヶ原病院を国保関ヶ原診療所へ移行させていただき、運営をいたしているところでございますが、改革に伴い、従来の院内薬局を院外薬局化するため協議を重ねてまいりました。このたび協議が調いましたので、財産を無償で譲渡することについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、細部につきましては診療所事務局長から説明いたさせます。

○議長（澤居久文君） 小林関ヶ原診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 失礼します。

議案第52号 財産の無償譲渡について御説明させていただきます。

資料の33ページをお願いいたします。

院外薬局の建設を、濃い青と薄い青の付近に予定をしております。建設に当たり、現在あります①診療本館（旧看護学校）、②旧リハビリ棟、③旧検査・レントゲン棟、④酸素ボンベ庫を解体する必要があります。解体を行うには、院外薬局側に財産の無償譲渡をする必要があるため、今回上程させていただきました。御審議のほどよろしく願いをいたします。

無償譲渡に当たり、4月26日の診療所運営審議会で取引基本契約と町有財産無償譲渡仮契約の内容を承認いただきましたので、仮契約をさせていただきました。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 念のためにという意味で2つほど質問させていただきますが、この4カ所について、当然これは全て普通財産として今登記されていますよね。行政財産だとそういう取り扱いが多分できないんじゃないかということで、普通財産、特に最近まで使用されていた

北病棟の救急外来、当直の部分ですね、この部分も普通財産として登記処理をされているということですよ、念のために。

それともう一つ、この無償譲渡について、そういうこと自体については賛同するわけですが、町条例の無償貸し付け等に関する条例を適用しての処理ですか、これは。町条例の18400ページの財務に関することで、関ヶ原町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき処理をされるという解釈でいいんですね。

そうしますと、第3条の普通財産の譲与または減額譲渡の中に、当然それは無償譲渡いいよということはあるんだけど、その場合に相手方は地方公共団体ということがうたってあるんで、民間の方にそういう処理をして後で指摘されることのないようにちょっと心配するわけですが、そこら辺はクリアしておられるわけですね。この2点をお願いします。

○議長（澤居久文君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

まず、建物自体ですが、現在は普通財産になっております。

それと、関ヶ原町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の適用のお話でございますが、まず財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例がこれで定めております。それで、本来であれば、例えばこれに該当するものであれば、予定価格とかそういうもので議決が必要になってきて、それ以下であれば、条例化をされておりますので、このように条例に基づいて交換、譲与、無償貸付等は執行できるかと考えております。

このたびにつきましては、この条例に該当してきませんので、地方公共団体の財産を適正な価格なくして譲渡または貸し付けることは基本的には当然禁止ではございますが、その適正な対価とは、通常の当該財産が有する市場価格としてを言っておるわけでございます。ただし、この禁止につきましては、いわゆる条例または議会の議決があれば解除されますというようなことになっておりますので、まずこれがこちらの先ほどの町の条例に該当すればそれでいいんですけれども、該当しておりませんので、このたび議会の議決をお願いするような形で上程をさせていただいておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 議会の議決があれば、それは自治法上問題ないという解釈ですよ。はい、わかりました。

○議長（澤居久文君） 対外的苦情はどうなるの。他の民間から苦情を受けるようなことはないかねという。別に正当な処理であるなら問題ないんやけど。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今回の処分につきましては、対外的にほかの薬局等に関しましては、院

外薬局化するということに対してプロポーザルを提案してくれということで募集をして、その上で決定をさせていただいたということで、院外薬局の相手業者を決めさせていただいたということでございますので、そこら辺についてはプロポーザルの段階で決定したというプロセスをとっておりますので、多分大丈夫だというふうに認識をいたしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 今の関連で、プロポの時点での譲渡して壊してもらうというのは、このピンク部分だったわけでしょう。一方で、この濃い青とか青が出てきた部分に関しては、そのプロポの時点ではなかったと僕は思っているんですけど、そこら辺の言いわけではないんですけど、そういう部分と、それから今のに関連して、このいわゆる行政財産、今残っている中棟部分と玄関部分とは行政財産扱いするわけですね。この4つの財産に関しては、いわゆる行政から普通財産にする、結局用途廃止的な手続上の問題とかそういうものは、何か処理をされるんでしょうか、されたんでしょうかということと、それから今これを譲渡するのは、僕は別に町の益になるためのことで、何も反対しないんですけど、ただ、ここで譲渡しますよ、はい議決しましたよの後の計画が今はっきり、この前の選挙の話じゃないですけど、壁をつくって埋め立ててあげるとか、そういうものの話は進んでいるのかどうかということだけ聞きたいですね。

○議長（澤居久文君） 小林関ヶ原診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） これからの一応予定ですけど、今、設計事務所と打ち合わせをしておる最中で、どこのレベルに合わせるかというところはまだ決定はしていません。見積もりもまだ出てきていない段階ですので、その見積もりを見た段階でどこまでの工事をやるかというところを今後決めていく予定です。

解体に関しましては、これを議決いただきました後に、連休明けごろから解体作業に移っていかうかなというふうに考えてはおります。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔発言する者あり〕

西脇町長。

○町長（西脇康世君） プロポーザルの段階でございますが、この病院施設を取り壊して院外薬局を建てたいという提案があった業者はここの一者だけでございます。ほかのところは違う場所に建てたいということでございましたので、費用的にも取り壊し費用がかかるということから、そういった提案はされませんでした。そういったことから、今回の相手に決定をさせていただきました。

その後において、協議の中で、表だけ壊して裏のみっともないのが残るなあとか、後々の利

用も考えたときに、不必要な建物であるからこれは一緒に取り壊すことは可能かどうかというような話し合いを重ねさせていただいて、その中で拡大して撤去をしてもいいよというような申し出がございましたので、この業者と決めさせていただいたということでございまして、当初においてそういったところまでなかったということから、私どもはよかったというふうに解釈をいたしております。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

○1番（谷口輝男君） 今のいわゆる行政財産と普通財産、一部普通財産にするという、この用途廃止的なものとかの事務上のものは要るか要らんかという、さっき聞いたんですけど。

○議長（澤居久文君） 小林局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 行政財産の用途変更ですが、一応4月27日付で決裁をとりまして、変更はしてございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） このシー・アール・メディカルという業者が厚生労働省にいろんな手続、申請等やられてみえるというところまでは聞いたんですけど、それが問題ないということでゴーサインが出たと思うんですけど、何か条件とかというのはありますでしょうか。何か聞いてみえますでしょうか。

○議長（澤居久文君） 小林局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 業者のほうからそういう条件というのは聞いておりませんので、一応許可がおりましたということだけはお聞きしております。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時38分

再開 午前9時40分

○議長（澤居久文君） では、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

私、2カ年の議長職を務めさせていただきました。本日付をもって辞表を提出いたしましたので、ここでこの責を全うすることができました。これもひとえに議員各位の御理解と御協力のたまものと深く感謝を申し上げるところでございます。

また今後とも町行政のために御尽力いただくことを加えてお願い申し上げて、私の辞職の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔議長 澤居久文君退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（子安健司君） ここで議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

ただいま、澤居久文君から議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（子安健司君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

お諮りいたします。澤居久文君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、澤居久文君の議長の辞職を許可することに決しました。しばらくお待ちください。

〔7番 澤居久文君入場、7番席に着席〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（子安健司君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は9名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷口輝男君、川瀬方彦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼はいたしませんので、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

谷口輝男君、川瀬方彦君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票9票、無効投票はゼロでございます。

有効投票の中、子安健司8票、田中由紀子君1票。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、私、子安健司が議長に当選をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○新議長（子安健司君） 高席より失礼いたします。

議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様からの御推挙をいただきまして、議長という大役を拝命いたしました。まこと

に光栄でありますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

病院の問題は一定の方向性が見えましたが、人口の減少や少子・高齢化、また財政の問題など、課題もたくさん山積する現状でございます。意思決定機関として、また行政のチェック機関として、我々議会の責任は重大でございます。

私も議長として、微力ではございますが、町の発展、活性化、また公平・公正かつ円滑な議会運営に努め、町議会に対する町民の皆様の負託に応えることができるよう努力してまいります。

議員の皆様、理事者の皆さんにおかれましては、一層の御指導、御鞭撻をいただき、また御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9 時52分

再開 午前 9 時53分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

私が議長に就任いたしました関係で、当然に副議長は欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として副議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第3 副議長の選挙について

○議長（子安健司君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は9名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に室義光君、楠達男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼はいたしませんので、1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

室義光君、楠達男君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票9票、無効投票はありません。

有効投票中、楠達男君8票、田中由紀子君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、楠達男君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました楠達男君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長選挙の当選人である旨を告知いたします。

副議長、御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（楠 達男君） 失礼します。

ただいま皆様方の御推挙をいただき、関ヶ原町議会副議長に選出をいただきました楠達男でございます。子安議長と協力をしながら、改めて議会の重責を全うしたいと思います。

今まさに、関ヶ原町が大きく変わろうとしているやさきであります。行政と一緒に言うべきことは言い、協力すべきは協力する、そういった役割をもう一度肝に銘じながら、しっかりと職責を果たしてまいりたいと思います。

ぜひ皆さんの御支援、御協力を心からよろしくお願ひし、簡単ですが御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（子安健司君） ここで暫時休憩とします。

休憩中に常任委員会の委員と議会運営委員会の委員の選出をしていただきますようお願いいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時17分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。追加日程第4、常任委員会の選任についてから追加日程第9、追加日程第9、不破消防組合議会議員の選挙についてまでを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、追加日程第4から追加日程第9までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第4 常任委員会委員の選任について

○議長（子安健司君） 追加日程第4、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名いたします。

職員に選任案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 常任委員会委員の選任について。

次のとおり常任委員会委員を選任する。平成29年5月1日、関ヶ原町議会議長 子安健司。

委員会名、総務民生常任委員会、委員氏名、田中由紀子、松井正樹、室義光、谷口輝男、子安健司。

産業建設常任委員会、中川武子、楠達男、澤居久文、子安健司、川瀬方彦。

○議長（子安健司君） お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり常任委員会委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり常任委員会委員を選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時25分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

総務民生常任委員会より委員長に松井正樹君、副委員長に田中由紀子君、産業建設常任委員会より委員長に中川武子君、副委員長に川瀬方彦君がそれぞれ選任されましたので、御報告を

いたします。

ただいま配付いたしましたように、各常任委員長から、会議規則第74条の規定により所管事務について、議会閉会中の継続調査の申し出がありましたので、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第10 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（子安健司君） 追加日程第10、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定により所管事務の議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり各常任委員会所管事務については、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり各委員会の所管事務につきましては、閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について

○議長（子安健司君） 追加日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条4項の規定により指名いたします。

職員に選任案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議会運営委員会委員の選任について。

次のとおり議会運営委員会委員を選任する。平成29年5月1日、関ヶ原町議会議長 子安健司。

委員会名、議会運営委員会、委員氏名、松井正樹、中川武子、澤居久文、楠達男、子安健司。

○議長（子安健司君） お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり議会運営委員会委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり議会運営委員会委員を選任

することに決めました。

ここで暫時休憩いたします。

再開 午前10時29分

再開 午前10時33分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告いたします。

議会運営委員会より、委員長に澤居久文君、副委員長に楠達男君がそれぞれ選任されましたので御報告いたします。

〔資料配付〕

ただいま配付いたしましたように、議会運営委員会委員長から会議規則第74条の規定により、所管事務について議会閉会中の継続審査の申し出がありましたので、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第11として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（子安健司君） 追加日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま配付いたしましたとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま配付いたしましたとおり議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決しました。

追加日程第6 特別委員会の廃止について

○議長（子安健司君） 追加日程第6、特別委員会の廃止についてを議題といたします。

この特別委員会の廃止は病院改革特別委員会を廃止するものです。

委員長報告のとおり、去る4月10日に開催された第7回病院改革特別委員会において、全会一致で廃止することが決定されましたので、ここに提案するものでございます。

職員に廃止案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 特別委員会の廃止について。

病院改革特別委員会は、その設置目的を終了したので、廃止する。

平成29年5月1日、関ヶ原町議会議長 子安健司。

○議長（子安健司君） お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり病院改革特別委員会を廃止するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり病院改革特別委員会を廃止することに決しました。

追加日程第7 特別委員会委員の辞任について及び追加日程第8 特別委員会委員の選任について

○議長（子安健司君） 追加日程第7、特別委員会委員の辞任について及び追加日程第8、特別委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

まず最初に、議長選挙に関連して、私は関ヶ原地方創生特別委員会委員でおりましたが、先ほど議長に御推挙いただきましたので、特別委員会の委員を辞任し、その補充として、委員会条例第7条第4項の規定により、前議長の澤居久文君を指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の辞任の許可及び選任については、ただいま指名したとおり決しました。

追加日程第9 不破消防組合議会議員の選挙について

○議長（子安健司君） 追加日程第9、不破消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

楠達男君から不破消防組合議会議員を辞職する申し出があり、これを許可しましたので、欠員が生じました。よって、選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

不破消防組合議会議員に、川瀬方彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました者を不破消防組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました者を不破消防組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま不破消防組合議会議員に当選されました川瀬方彦君が議場に見えますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、不破消防組合議会議員の当選人であることを告知いたします。

閉会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時38分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

関ヶ原町議会新議長

会議録署名議員

会議録署名議員